# 低所得者に係る国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の 軽減判定所得を引き上げる条例改正について

#### 1 概要

令和7年4月施行予定の地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の減額に係る軽減判定所得が引き上げられる見込みであることから、鹿児島市国民健康保険税条例の一部を改正するもの(改正地方税法施行令の公布後に改正予定)

2 低所得者の保険税軽減措置の拡充 (軽減判定所得の引上げ)

### (1) 2 割軽減

現 行: 43 万円+ (54 万 5 千円×被保険者数) + (給与所得者等 (注) の数 - 1) × 10 万円 改正後: 43 万円+ (56 万円×被保険者数) + (給与所得者等 (注) の数 - 1) × 10 万円

#### (2) 5 割軽減

現 行: 43万円+ (29万5千円×被保険者数)+ (給与所得者等 (注)の数-1)×10万円 改正後: 43万円+ (30万5千円×被保険者数)+ (給与所得者等 (注)の数-1)×10万円

(注)給与所得者等とは、一定の給与所得者や公的年金等の支給を受ける者で、給与所得者は、給与収入が 55万円超、公的年金等の支給を受ける者は、65歳未満では60万円超、65歳以上では125万円超の支 給を受ける者

## (直近5年間の軽減判定基準額等の改定状況)

		3 年度	4年度	5 年度	6 年度	7年度(案)
軽減判定基準額		430 千円	430 千円	430 千円	430 千円	430 千円
軽減基準	2割(世帯主含む)	520 千円	520 千円	535 千円	545 千円	560 千円
加算額	5割(世帯主含む)	285 千円	285 千円	<u> 290 千円</u>	<u> 295 千円</u>	<u>305 千円</u>

## (被保険者数別軽減判定所得額) ※給与所得者等が1人の場合

		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4 人世帯	5 人世帯
(1) 2割軽減	現行	975, 000 円	1, 520, 000 円	2, 065, 000 円	2, 610, 000 円	3, 155, 000 円
	改正後	990,000円	1, 550, 000 円	2, 110, 000 円	2, 670, 000 円	3, 230, 000 円
(2) 5割軽減	現行	725, 000 円	1, 020, 000円	1, 315, 000 円	1,610,000円	1, 905, 000 円
	改正後	735, 000 円	1, 040, 000 円	1, 345, 000 円	1, 650, 000 円	1, 955, 000 円

※前年中の世帯の合計所得金額(軽減判定所得)が表に掲げる金額以下の場合、国民健康保険税のうち、 被保険者均等割額と世帯別平等割額が2割又は5割軽減されます。

#### 3 国保税への影響額等(令和7年1月15日時点での算出、加入世帯75.559世帯)

	世帯数 (割合)	影響額
2割軽減(軽減なし→2割)	362 世帯 (0.48%)	▲1,041 千円
5割軽減(2割→5割)	308 世帯 (0.41%)	▲14,377 千円
7割軽減	影響なし	影響なし
合計	670 世帯 (0.89%)	▲15,418 千円